

当院の入院診療における取り組み

当院では、患者さんに安心してより良い医療を提供するために以下のことに取り組んでおります。

1. 入院診療計画

入院に際し、医師・看護師・その他必要に応じ多職種が共同して、患者さんに関する総合的な診療計画を策定し、入院日から7日以内に文書により交付・説明を行います。

2. 院内感染防止対策

他職種で構成された感染対策委員会を設置し、院内感染状況の把握、抗菌薬の適正使用、職員の感染防止対策等に取り組んでいます。また、感染防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、マニュアルを各部署に配備し、全職員を対象とした院内感染対策の研修を計画的に行っています。

3. 医療安全管理体制

医療安全管理のための指針を策定し、医療事故の発生防止と発生時の速やかな対応に取り組んでおり、他職種で構成された医療安全管理委員会を設置し、医療安全管理体制の充実と推進を図っています。また、医療安全管理に対する意識・知識・技術向上を図るため、マニュアルを各部署に配備し、全職員を対象とした医療安全管理の研修を計画的に行っています。

4. 褥瘡対策

他職種で構成された褥瘡対策チームを設置し、褥瘡に関する危険因子のある患者さん又は既に褥瘡を有している患者さんに対して褥瘡対策チームを中心として褥瘡対策の診療計画の作成、実施及び評価を行います。また、褥瘡対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、マニュアルを各部署に配備し、職員を対象とした褥瘡対策に関する研修を計画的に行っています。

5. 栄養管理体制

常勤の管理栄養士を1名以上配置し、入院患者さんの栄養管理に必要な体制を整備しています。策定した栄養管理手順に沿って、入院時に医師・看護師・管理栄養士等が共同して患者さんの栄養状態を評価し栄養管理計画を作成します。入院中も継続して評価・見直しを行っていきます。

6. 適切な意思決定支援

人生の最終段階において、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされたうえで、患者さん（ご本人の意思確認が困難な場合はご家族等）による意思を基本とした医療・ケアをすすめていきます。厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」を基本とし、患者さんの意思確認が可能であるか、家族等がいるか等の状況に応じて、多職種で支援していきます。

7. 身体的拘束最小化の取り組み

他職種で構成された身体的拘束最小化チームを設置し、身体的拘束の実施状況の把握・最小化について取り組んでいます。また、身体的拘束に対する意識・知識・技術向上を図るため、マニュアルを各部署に配備し、入院に関わる職員を対象とした研修を計画的に行っています。

身体的拘束を実施する場合は事前に、ご家族等へ説明のうえ同意書への署名をお願いしております。

8. 医療事故防止への取り組み

当院では、患者さんが安全な入院生活が送れるように生活環境を整備しながら医療事故防止（注射、輸血、内服、転倒・転落など）に努めています。入院する事による環境の変化、身体機能の低下によって医療事故の危険性が高くなります。心配な点がございましたら職員にご相談ください。

9. 認知症症状・徘徊のある患者さんのリスクについて

認知症あるいは見当識障害（時間的、空間的、社会的位置を正しく認識する機能）により、徘徊や帰宅しようとする行動などが出現することがあります。また、入院による急な環境の変化等によっても上記症状を生じることがあります。安全な入院生活を過ごせるよう対応しておりますが、完全な予測や予防は困難なため、転倒や転落のリスクがあることをご了承ください。

10. 感染症（新型コロナ、インフルエンザ等）に感染した場合

- ・陽性が確認された場合には、個室での管理等必要な対応をさせていただきます。
- ・予定されていた検査、手術、退院などが延期または中止となる場合があります。
- ・入院中の生活行動（入浴、リハビリ等）が制限される可能性があります。

